

令和5年4月21日

令和5年4月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年4月21日(金) 午後1時30分～2時30分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

| | | | | | |
|-----|-----|----|----|-----|--------|
| 会長 | 3番 | 小濱 | 邦臣 | | |
| 副会長 | 8番 | 中村 | 正治 | | |
| 委員 | 1番 | 森 | 善隆 | 2番 | 南野 悟 |
| | 4番 | 吉田 | 好 | 5番 | 大川 智恵子 |
| | 6番 | 矢頭 | 周 | 7番 | 西ノ坊 嘉治 |
| | 9番 | 中西 | 壽男 | 10番 | 大西 清一 |
| | 11番 | 宮本 | 正裕 | 12番 | 吉田 公俊 |
| | 13番 | 久保 | 睦子 | 14番 | 中野 稔 |

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|
| 第1地区 | 九鬼 | 実 | 第2地区 | 中井 | 昇 |
| 第3地区 | 中野 | 勝之 | 第4地区 | 上田 | 昌彦 |
| 第5地区 | 行田 | 修 | 第6地区 | 谷山 | 正昭 |
| 第7地区 | 辻 | 清一 | | | |

6 農業委員会事務局職員(3人)

| | | | | | |
|--------|----|-----|-------|----|----|
| 事務局長 | 谷田 | 明夫 | 事務局次長 | 松下 | 伸弘 |
| 事務局長代理 | 奥田 | 真貴子 | | | |

7 議事録署名委員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 12番 | 吉田 | 公俊 | 13番 | 久保 | 睦子 |
|-----|----|----|-----|----|----|

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第3号 茨木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定案

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による
農用地利用配分計画に係る農地の賃借権等の合意解約届出通知
報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和5年4月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほど、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号、12番、吉田 公俊委員、並びに、議席番号、13番、久保 睦子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ、問題はないとの回答をいただいておりますので、ご報告いたします。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局から説明させていただきますが、議案の説明に入らせていただく前に、議案書の記載漏れがありましたので、説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の第1項目及び第2項目から第15項目の案件につきまして、解除条件付の記載が漏れておりました。

右端の権利関係、種類の欄のところ、それぞれ、使用貸借権、賃借権の下に、解除条件付の記載をお願いいたします。

お手数をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。お詫びをして、訂正いたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、2筆、2, 171㎡についてでございます。

申請地の位置等につきましては、議案第1号参考資料でご確認をお願いいたします。内容についてご説明申し上げます。

いずれも耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。

1項目は、市内の農家が本件申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

2項目の譲受人は市外在住で、申請地は譲受人の自宅から車で30分ほどの通作が可能な場所に位置します。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件、16筆、5,693㎡について、茨木市長から農業委員会会長宛て、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目の権利関係は、使用貸借権、8年の再設定でございます。

2項目から15項目の権利関係は貸借権3年の新規設定、16項目の権利関係につきましては、使用貸借権、10年の新規設定となっております。

なお、1項目から15項目までは、解除条件付の貸借でございます。

1項目の借り手は、大阪府の準農家に登録されており、2項目から15項目の借り手は、認定新規就農者で、それぞれ地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。

いずれも借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がないようでございますので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件につきましても、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案を議題といたします。

内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第3号、茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案について説明いたします。

本指針は、平成31年4月23日に策定しましたが、本年4月1日施行の改正農業委員会法により、地域計画のために取るべき具体的な措置の記載、目標の達成状況に対する評価の方法等、指針に盛り込む内容が一部変更されましたことから、本指針を改定するものでございます。

変更点については、議案資料に朱書きでお示しをしております。

第1、基本的な考え方に、地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいくこと、及び本指針は、府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであることを付け加えております。

続きまして、第2、具体的な目標、推進方法について、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規算入の促進の各項目ごとに、目標の達成状況の評価の方法を追加しております。

また、本指針の最後に、地域計画の目標を達成するため、農業委員会として果たすべき役割を付け加えております。

なお、今回は法改正に伴う所要の改正を行うものであり、農地利用最適化に係る具体的目標の設定に関しましては、委員改選後に別途協議をお願いしたいと考えております。

以上が指針の改定案の内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

ここの解消目標、遊休農地の解消目標の中で、現状と目標があるんですけど、それは比較しやすいように平成で表示されているんですか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

今回お示ししていますのは、これは平成31年に策定した時点のものでありますので、次回令和5年になりますが、改定するときには、ここは現状が令和5年になりまして10年後ということで、令和15年の設定になります。

矢頭委員

あえて平成にしたわけですね。平成35年末。

事務局

その時点では、まだ元号が改正される前で、当時のまま今回は変更しておりません。

矢頭委員

元号が改正される前だからですね。

事務局

その通りです。

議 長

他にないようでしたら、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたのでございますので、よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、令和5年度、茨木市における農業関連事業の概要につきまして、農林課から説明をお願いします。

農林課長、谷田君。

(農林課 谷田課長、説明を行う。)

(質疑、応答)

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、令和5年度委員総会でございますが、来週4月25日、火曜日、午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、5月24日、水曜日、午後1時30分から、

本会議室で開催いたします。

また、5月定例会に引き続き、第1回目の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を、本館7階会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和5年4月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月21日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
